

2 消安第764号
令和2年5月14日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



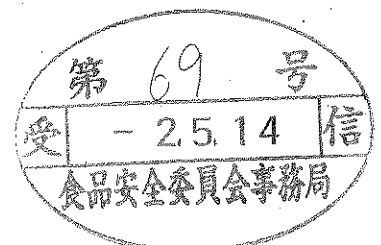
食品安全基本法第11条第1項第1号の規定により食品健康影響
評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

下記の事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11
条第1項第1号に該当すると解してよろしいか。

記

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の規定に
基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の
表を改正し、同表に規定する伝染性疾病の名称の変更を行うこと。

また、同法第4条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行
規則（昭和26年農林省令第35号）第2条の表を改正し、同表に規定
する伝染性疾病の名称の変更を行うこと。



家畜伝染病及び届出伝染病の名称変更のための政省令改正について

令和 2 年 5 月
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 改正の趣旨・内容

- (1) 先般成立した家畜伝染病予防法の一部改正法において、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に規定されている家畜伝染病の名称につき、国際的な名称の使用実態や、法定伝染病の名称が社会に与える影響が大きいこと、公益社団法人日本獣医学会から提言があったことを踏まえ、以下のとおり変更することとされている。

現行の名称	改正後の名称	理由
水胞性口炎	水疱性口内炎	・漢字の適正化（学術上「水疱」と表現することが適切） ・OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
ブルセラ病	ブルセラ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
結核病	結核	OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
ピロプラズマ病	ピロプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
アナプラズマ病	アナプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
豚水胞病	豚水疱病	漢字の適正化（学術上「水疱」と表現することが適切）
ニューカッスル病	ニューカッスル病	現代語化
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切

- (2) この改正に合わせて、家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）に規定するこれらの名称についても、それぞれ同様に変更する必要がある。

- (3) 更に、家畜伝染病予防法施行規則に規定する届出伝染病の名称についても、国際的な名称の使用実態や、法定伝染病の名称が社会に与える影響が大きいこと、公益社団法人日本獣医学会及び公益社団法人日本獣医師会から提言があったことを踏まえ、変更する必要がある。

2 今後のスケジュール（案）

- (1) 食品安全委員会、厚生労働大臣からの意見聴取も実施。
- (2) 併せて、パブリックコメント等の手続を進める。
- (3) 家畜衛生部会からの答申並びに食品安全委員会及び厚生労働大臣の意見を得たのち、速やかに政省令を改正（6月中下旬目途）。

※ 家畜伝染病予防法の一部改正法の名称変更部分の施行日は、公布の日（令和2年4月3日）から起算して3月を超えない範囲で政令で定める日（令和2年7月1日予定）

< 参照条文 >

○ 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）（抄）

（食品健康影響評価の実施）

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二・三 （略）

2・3 （略）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かななければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～三 （略）

四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四条第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五～十四 （略）

2・3 （略）

○ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

表 （略）

2・3 （略）

（伝染性疾病についての届出義務）

第四条 家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾病（農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。）にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したとき

は、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2～4 (略)

○ 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）（抄）。

第二条第一項の表六の項中「水胞性口炎」を「水疱^{ほう}性口内炎」に改め、同表十の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同表十一の項中「結核病」を「結核」に改め、同表十三の項中「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に改め、同表十四の項中「アナプラズマ病」を「アナプラズマ症」に改め、同表二十二の項中「豚水胞病」を「豚水疱^{ほう}病」に改め、同表二十六の項中「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病」に改め、同表二十七の項中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め・・・る。

○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）（抄）

（政令で定めるその他の家畜）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝 染 性 疾 病	家 畜
(略)	(略)
水胞性口炎	水牛、鹿、いのしし
(略)	(略)
ブルセラ病	水牛、鹿、いのしし
結核病	水牛、鹿
(略)	(略)
ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
(略)	(略)

豚水胞病	いのしし
(略)	(略)
ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	七面鳥
家きんサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	七面鳥

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号） （抄）

（伝染性疾病についての届出）

第二条 法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝 染 性 疾 病 の 種 類	家 畜 の 種 類
(略)	(略)
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛、水牛
(略)	(略)
牛白血病	牛、水牛
(略)	(略)
牛丘疹性口炎	牛、水牛
(略)	(略)
トリパノソーマ病	牛、水牛、馬
トリコモナス病	牛、水牛
(略)	(略)
馬モルビリウイルス肺炎	馬
(略)	(略)
トキソプラズマ病	めん羊、山羊、豚、いのしし
(略)	(略)
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊
(略)	(略)
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚、いのしし

(略)	(略)
伝染性気管支炎	鶏
伝染性喉頭気管炎	鶏
(略)	(略)
鶏白血病	鶏
鶏結核病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鶏マイコプラズマ病	鶏、七面鳥
ロイコチトゾーン病	鶏
あひる肝炎	あひる
(略)	(略)
^{うさぎ} 兎ウイルス性出血病	うさぎ
(略)	(略)
バロア病	蜜蜂
(略)	(略)
ノゼマ病	蜜蜂